

Ⅱ

社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

1 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、十分な感染防止対策を前提として、利用者の安全安心を確保しつつ指導検査を実施しました。そのため、例年と同規模の検査は実施できませんでしたが、一方で、施設の運営や利用者の処遇に重大な問題が発生した場合などには、迅速に体制を整え検査を実施しました（詳細は、各種別の章をご参照ください）。

(1) 指導検査の実施

発出された国事務連絡の趣旨を踏まえ指導検査を実施し、その結果、一部の施設等の指導検査について、中止若しくは延期としました。

なお、一部の種別については、実地指導に代えて、書面による運営状況等の確認を行い、指導を行いました。

実地検査に当たっては、以下の点に留意し、検査を実施しました。

- ・ 検査員の検温、健康観察
- ・ 検査時のマスク着用、手指消毒の徹底
- ・ 検査員の人数抑制、検査時間の短縮
- ・ 検査会場スペースの確保及び換気等の協力依頼

(2) 集団指導及び講習

従来、集合形式による講義にて実施していた集団指導や講習について、動画配信による講義及びホームページへの資料等の掲載を行い、一部の種別については、アンケートをWeb上で回収しました。

2 社会福祉法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向にありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」（社会福祉法第24条）として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では令和3年4月1日現在で1,080法人となっています。

社会福祉法人数の推移

（年度当初数。社会福祉協議会を含む。）

年 度	平成 元	平成 10	平成 20	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3
法人数	629	760	982	1,069	1,073	1,080	1,080

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁は以下のようになっています。

（単位：法人）

所轄庁	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日
厚生労働大臣	30	30	29
東京都知事	317	323	324
特別区長・市長	726	727	727
合 計	1,073	1,080	1,080

(1) 令和2年度 検査実施状況

社会福祉法人については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の15.5%に当たる48法人）に対して実地検査を行いました。

（単位：法人）

対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率(b/a)
310	48	40	15.5%

対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人、都所管の社会福祉協議会を含みません。

(2) 主な指摘事項

実地検査を行った48法人のうち、40法人が何らかの文書指摘を受けています。その40法人のうち、9法人が「監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘法人数
<p>➤ 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。</p> <p>◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないにもかかわらず、同意を得ていない。</p> <p>（社会福祉法第43条第3項、指導監査実施要綱Ⅰ-5-(2)-1）</p>	9
<p>➤ 理事の選任手続において、理事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p> <p>◇ 理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が上限を超える者がいないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。</p> <p>（社会福祉法第44条第1項及び第6項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査実施要綱Ⅰ-4-(3)-1）</p>	8

<p>➤ 理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がないので、是正すること。</p>	
<p>◇ 理事会の決議があったとみなされる場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり、理事の全員の意思表示及び監事の全員の異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録を、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければならないが、その書面または電磁的記録がない。</p> <p>(社会福祉法第45条の15第1項、指導監査実施要綱 I -6-(1)-2)</p>	7
<p>➤ 監事の選任手続において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p>	
<p>◇ 監事の選任に当たり、欠格事由に該当する者でないか、各役員と特殊な関係にある者が含まれてないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。</p> <p>(社会福祉法第44条第1項、第2項及び第7項、社会福祉法施行規則第2条の10、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査実施要綱 I -5-(2)-2)</p>	7
<p>➤ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。</p>	
<p>◇ 評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない。</p> <p>(社会福祉法第40条第1項、第2項、第4項及び第5項、社会福祉法人審査基準第3-1-(5)(6)、指導監査実施要綱 I -3-(1)-2)</p>	7
<p>➤ その他</p>	
<p>◇ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>◇ 欠席が継続している理事がいるので、是正すること。</p> <p>◇ 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していないので、是正すること。</p> <p>◇ 理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。等</p>	90 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	128

【根拠法令等】

- * 社会福祉法
＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
- * 社会福祉法施行規則
＝昭和26年6月21日厚生省令第28号「社会福祉法施行規則」
- * 社会福祉法人審査基準
＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」
- * 指導監査実施要綱
＝平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」

(3) 指導事例

(理事長及び業務執行理事（設置する場合）が、理事会において、3か月に1回以上（※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていないので、是正すること。)

- 理事長及び業務執行理事（設置する場合）は、理事会において3か月に1回以上（※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）理事長及び業務執行理事（設置する場合）の専決事項等の自己の職務の執行の状況を理事会に報告することとされています。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、理事会の議事録上、職務執行に関する報告を確認できない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、実際に開催される理事会において、理事長及び業務執行理事（設置する場合）が出席し、それぞれが職務執行に関する報告を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 昭和26年法律第45号「社会福祉法」第45条の16第3項
- * 平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」I-6-(1)-4

(理事会への欠席が継続している監事がいるので、是正すること。)

- 社会福祉法人の監事は、委任に関する規定に従い、理事会に出席し、理事会の議論を把握し、理事の職務の執行を監督する等、善管注意義務を果たさなければならないとされています。
- しかしながら、東京都が実地検査を行った法人において、監事が前年度及び当該年度に開催された理事会を2回以上続けて欠席していた事例が見受けられました。

- こうした事例に対して都は、理事会の開催日の調整等を十分に行うとともに、出席できない理由によっては、当該監事の交代を検討するよう指導しています。

【根拠法令等】

- * 昭和26年法律第45号「社会福祉法」第38条
- * 明治29年法律第89号「民法」第643条、644条
- * 平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」第3-1-(3)
- * 平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」I-5-(2)-2

3 介護保険施設

(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、都内に531施設あります（地域密着型介護老人福祉施設を除く）。そのうち東京都は、350施設を対象に、老人福祉法第18条及び介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、都内に202施設あります。そのうち東京都は、市町村部に存在する76施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護療養型医療施設は、比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院して利用する医療系の介護保険施設で、都内に39施設あります。介護療養型医療施設に対する実地指導は、介護保険法第24条及び(旧)介護保険法第112条に基づいて実施しています。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設で、都内に16施設あります。介護医療院に対する実地指導は、介護保険法第24条に基づいて実施しています。

(1) 令和2年度 検査実施状況

ア 実地指導

介護老人保険施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、実地指導は行いませんでした。

なお、介護老人福祉施設に対して4件の書面指導を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
介護老人福祉施設	350	—	—	—
介護老人保健施設	76	—	—	—
介護療養型医療施設	39	—	—	—
介護医療院	16	—	—	—
計	481	—	—	—

介護療養型医療施設及び介護医療院の対象数には八王子市内の施設を含みます。また、介護療養型医療施設に対する実地指導については、制度発足以来、各施設に対して数回は実施してきたことから、平成20年度以降は集団指導に重点を置いて実施しています。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、介護老人福祉施設に対して、従来の集合研修に代えてホームページに動画と資料を掲載しました。

また、介護療養型医療施設に対しては、集合研修の代わりに要点資料とテキストを配布しました。

種別	参加施設数	主な内容
介護老人福祉施設	476	<ul style="list-style-type: none"> 運営等に関する基準 実地指導において指摘の多い事項 サービス提供に当たっての留意事項
介護療養型医療施設	39	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に関する留意事項 指定届、変更届の手續 介護報酬の請求事務

※介護老人福祉施設は、動画を視聴し、東京都電子申請システムにより受講確認書を提出した施設数。
 ※介護療養型医療施設は要点資料とテキストを配布した施設数。

(2) 主な指摘事項

実地指導を行っていないため、指摘事項はありません。

なお、緊急事態宣言の期間を中心に、実地指導とは別に書面指導を行いました。書面指導での具体的事例は(3)のとおりです。

(3) 指導事例(書面指導)

介護老人福祉施設

(サービス提供の記録を適切に行うこと。)

- 指定介護老人福祉施設においては、提供した指定介護福祉施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、提供したサービスの記録について一部整合性を確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、記録を行うにあたり、提供したサービスの実態に基づき適切に実施するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第17条

*平成24年11月16日24福保高施第1468号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領」第4の12

(4) 介護報酬に係る返還金(介護保険施設)

実地指導を行っていないため、返還金はありません。

書面指導においても、介護報酬の返還を求めた事例はありませんでした。

4 高齢者施設等

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は27の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は134の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は866の施設を対象に、老人福祉法第29条第13項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は346か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「住まい法」という。)第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部(介護保険法及び住まい法に基づく実地指導)と住宅政策本部住宅企画部(住まい法に基づく実地指導)が合同で実施したものです。

(1) 令和2年度 検査実施状況

ア 実地指導

高齢者施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の1.6%に当たる22施設）に対して実地指導を行いました。

なお、養護老人ホームに対して1件、軽費老人ホームに対して1件、有料老人ホームに対して7件、サービス付き高齢者向け住宅に対して34件の書面指導を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	27	1	0	3.7%
軽費老人ホーム ※1	134	12	4	9.0%
有料老人ホーム ※1	866	2	2	0.2%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	346	7	1	2.0%
計	1,373	22	7	1.6%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む）を含んだ数。

※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と都市整備局住宅政策推進部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、有料老人ホームに対しては、従来の集合形式に代えてホームページに動画と資料を掲載しました。

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	814	<ul style="list-style-type: none"> ・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項

動画を視聴し、東京都電子申請システムにより受講確認書を提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

1施設に対して実地指導を行い、文書指摘はありません。

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った12施設のうち、4施設が何らかの文書指摘を受けています。その4施設すべてで「身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること。</p> <p>◇ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が3月に1回以上開催されていない。 (都軽費条例第18条第5項、都軽費規則第8条第1号)</p>	4
<p>➤ 事故発生防止のための従業者に対する研修を行うこと。</p> <p>◇ 従業者に対し、事故の発生及び再発を防止するための研修を実施していない。 (都軽費条例第31条1項、都軽費規則第10条第1項第4号)</p>	1
合計(延べ)	5

【根拠法令等】

* 都軽費条例

＝平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

* 都軽費規則

＝平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

実地指導を行った2施設のうち、2施設が何らかの文書指摘を受けています。その2施設のうち、1施設が「特定施設サービス計画の内容について、速やかに同意を得ること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 特定施設サービス計画の内容について、速やかに同意を得ること。</p> <p>◇ 特定施設サービス計画の原案の内容について、文書による当該利用者の同意を得たことが確認できない事例がある。</p> <p>(都居宅条例第220条、都居宅要領第3の10の3(1))</p>	1
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。</p> <p>◇ 個別機能訓練加算について、利用者に対する個別機能訓練計画の内容の説明が3月ごとに1回以上行われたことが確認できないにもかかわらず、算定している。</p> <p>(厚告第19号別表10注7、老企第40号第2の4(7)③、④及び⑤)</p>	1
<p>➤ 事故報告を適切に行うこと。</p> <p>◇ 報告すべき事故について、都に事故報告を行っていない。</p> <p>(東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12(9))</p>	1
<p>➤ 重要事項説明書を交付すること。</p> <p>◇ 入居契約及び生活支援サービス契約に関する重要な事項を説明するために作成している重要事項説明書を入居者に交付していない事例がある。</p> <p>(老人福祉法第29条第7項、老人福祉法施行規則第20条の5第14項、第20条の7及び第20条の8、東京都有料老人ホーム設置運営指導指針12の(4)イ及びウ、13(1))</p>	1
<p>➤ 前払金について、その算定の基礎を書面で明示するとともに、必要な保全措置を講じること。</p> <p>◇ 受領した前払金について、必要な保全措置を講じていない。</p> <p>(老人福祉法第29条第6項、第7項及び第8項、老人福祉法施行規則第20条の9、第20条の10及び第21条)</p>	1
<p>合計(延べ)</p>	<p>5</p>

【根拠法令等】

* 都居宅条例

＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 都居宅要領

＝平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

* 厚告第19号

＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 老企第40号

＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

* 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針

＝平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

* 老人福祉法

＝昭和38年7月11日法律第133号「老人福祉法」

* 老人福祉法施行規則

＝昭和38年7月11日厚生省令第28号「老人福祉法施行規則」

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む)

実地指導を行った7施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。その施設では、「特定施設サービス計画を適切に作成すること」及び「従業者の配置の基準を順守すること」について指摘されています。

(3) 指導事例**ア 養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)**

文書指摘はありません。

イ 軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること。)

- 軽費老人ホームにおいては、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に十分に周知しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護職員その他の従業者に十分に周知するよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」第18条第5項
- *平成24年10月11日東京都規則第137号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第8条第1号

ウ 有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護を含む。)

(特定施設サービス計画の内容について、速やかに同意を得ること。)

- 指定特定施設入居者生活介護事業者においては、特定施設サービス計画の作成に当たっては、当該計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、特定施設サービス計画の原案の内容について、文書による当該利用者の同意を得たことが確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、特定施設サービス計画の原案の内容について、速やかに同意を得るよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第220条
- *平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第3の10の3(1)

(介護報酬の算定等について、誤り(不備)があるので、是正すること。)

- 指定特定施設入居者生活介護事業者においては、個別機能訓練加算を算定する場合は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画(以下「計画」という。)を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施方法等について評価等を行わなければなりません。また、個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して計画の内容を説明し、記録しなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、計画に位置づけのあるプログラムの項目が一定の期間実施されたことが記録上確認できず、そのプログラムの必要性や評価が明確でないまま訓練を継続していることや、利用者に対する計画内容の説明が3月ごとに1回以上行われたことが確認できないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が見受けられました。

- このような事例に対して都は、各保険者に申告し、その指導に従って返還手続きを行うとともに、介護報酬算定の誤り等の防止体制及び請求前にチェックできる体制を整備するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表10注7
- *平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」第2の4(7)③④⑤

エ サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護を含む。)

(特定施設サービス計画を適切に作成すること。)

- 指定特定施設入居者生活介護事業者においては、特定施設サービス計画（以下「計画」という。）の作成に当たっては、利用者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者の解決すべき課題を把握（アセスメント）しなければなりません。また、計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行わなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、計画作成に伴う、アセスメントやモニタリング等の各プロセスを実施したことが確認できない事例が見受けられました。
- このような事例に対して都は、計画を作成するに当たり、アセスメントやモニタリング等ケアマネジメントの各プロセスを適切に実施するとともに記録に残すよう、指導を行っています。

【根拠法令等】

- *平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第220条
- *平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第3の10の3(1)

5 介護保険在宅サービス事業(福祉系)

在宅サービス事業(福祉系)には、在宅サービスを適切に利用できるように、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等の支援を行う「訪問介護」のほか、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び利用者の心身の状況・環境、利用者や家族の希望などを勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの事業所があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7に基づいて実施しています。

都の実地指導は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

(1) 令和2年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業(福祉系)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設(全体の0.6%に当たる77事業)に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問介護事業	3,151	25	2	0.8%
訪問入浴介護事業	287	2	0	0.7%
通所介護事業	1,501	2	0	0.1%
短期入所生活介護事業	1,173	—	—	—
特定施設入居者生活介護事業	1,400	15	2	1.1%
福祉用具貸与事業	1,259	16	10	1.3%
特定福祉用具販売事業	1,262	16	8	1.3%
居宅介護支援事業	3,470	1	0	0.0%
計	13,503	77	22	0.6%

※対象数(特定施設入居者生活介護事業所を除く)は、令和2年4月16日把握数。

※通所介護事業の実地指導数には、監査と同時に行った指導の数を含む。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、従来の集合形式に代えてホームページに動画と資料を掲載しました。

参加事業数	主な内容
1,616	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導検査の実施状況等について ・ 自己点検の実施について ・ その他

※令和2年度の集団指導の対象は、通所介護事業所及び短期入所生活介護事業。
※動画を視聴し、東京都電子申請システムにより受講確認書を提出した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問介護事業

実地指導を行った25事業のうち、2事業が文書指摘を受けています。その2事業では、「訪問介護員等の勤務の体制を定めること」、「個人情報を用いる場合の利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること」について指摘されています。

イ 訪問入浴介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った2事業のうち、文書指摘を受けた事業はありません。

ウ 通所介護事業

実地指導を行った2事業のうち、文書指摘を受けた事業はありません。
なお、緊急事態宣言の期間を中心に、実地指導とは別に書面指導を2事業に対して行いました。

エ 短期入所生活介護事業

実地指導は行いませんでした。
なお、緊急事態宣言の期間を中心に、実地指導とは別に書面指導を4事業に対して行いました。

オ 特定施設入居者生活介護事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った15事業のうち、2事業が文書指摘を受けています。その2事業では、「特定施設サービス計画の内容について、速やかに利用者の同意

を得ること」、「従業員の配置の基準を遵守すること」について指摘されています。

なお、緊急事態宣言の期間を中心に、実地指導とは別に書面指導を17事業に対して行いました。

なお、指摘の具体事項例については、「4 高齢者施設等」(18～24ページ)を御参照ください。

カ 福祉用具貸与事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った16事業のうち、10事業が何らかの文書指摘を受けています。その10事業では、「福祉用具専門相談員の勤務の体制を定めること」、「福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合に業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録すること」等について、指摘されています。

キ 特定福祉用具販売事業(介護予防を含む。)

実地指導を行った16事業のうち、8事業が何らかの文書指摘を受けています。その8事業では、「特定福祉用具販売計画は指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること」等について、指摘されています。

ク 居宅介護支援事業

実地指導を行った1事業のうち、文書指摘を受けた事業はありません。

(3) 指導事例

ア 訪問介護事業

(訪問介護員等の勤務の体制を定めること。)

- 指定訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護を提供することができるよう各指定訪問介護事業所において、訪問介護員等の勤務体制を定めなければなりません。また、指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、訪問介護員等の日々の勤務時間や職務内容などの必要事項が明記された勤務表を作成していない事例が見受けられました。

- こうした事例に対して都は、必要事項を明確にした勤務表を作成するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第11条第1項
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の一の3の(6)の①

(個人情報を用いる場合の利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。)

- 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、個人情報を用いる場合の同意を利用者の家族から得ていない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、個人情報を用いる場合の利用者の家族の同意を、あらかじめ文書により得るよう指導を行っています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第34条第3項
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の一の3の(25)の③

イ 福祉用具貸与事業

(福祉用具専門相談員の勤務の体制を定めること。)

- 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与を提供することができるよう、従業者の勤務体制を定めなければなりません。
そして、指定福祉用具貸与事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、月ごとの勤務表が未作成であるため、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっていない事例が認められました。

- こうした事例に対して都は、月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の従業者の勤務の体制を定めておくことにより、適切な指定福祉用具貸与を提供できるようにすることを事業者に求めています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第262条（第103条第1項準用）
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十一の3の(8)の②のイ（第三の六の3の(2)の①参照）

※福祉用具販売事業にも同様の指導事例があります。

（福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合に業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録すること。）

- 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録して、利用者の契約終了の日から2年間保存しなければなりません。
- しかしながら、東京都の現地指導において、委託等業務の実施状況について、定期的な確認を行わず、その結果等を記録していない事例が認められました。
- こうした事例に対して都は、委託等業務の実施状況を定期的に確認し、その結果を記録し保存することを事業者に求めています。

【根拠法令等】

- * 平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第259条第4項、第261条第2項第3号
- * 平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十一の3の(6)の③、第三の十一の3の(7)の③

ウ 福祉用具販売事業

（特定福祉用具販売計画は指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。）

- 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な指定特定福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければなりません。この場合において、当該利用者が指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければなりません。

- しかしながら、東京都の現地指導において、同一の利用者において、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の双方の利用があるにもかかわらず、特定福祉用具販売計画を、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成していない事例が認められました。
- こうした事例に対して都は、指定福祉用具貸与を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして、特定福祉用具販売計画を作成することを事業者に求めています。

【根拠法令等】

*平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第273条第1項

*平成25年3月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」第三の十二の3の(4)の④のイ

※福祉用具貸与事業にも同様の指導事例があります。

(4) 介護報酬に係る返還金(在宅・福祉系)

前記の在宅サービス事業者(福祉系)に対して令和2年度に行った現地指導及び監査において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、現在事業者において積算中のため不明です。

区分	件数(事業)	金額(円)
特定施設入居者生活介護事業	1	—
計	1	—

金額は令和3年6月末時点のものです。

(5) 運営状況等確認検査の実施

平成25年度から「指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査」を実施しています。この検査は東京都が独自に実施するもので、書面による検査(業務管理体制に関する検査も含む)となります。おおむね6年に1回、定期的を実施することにより、事業所運営の問題点を早期に発見し、事業所の適正な運営を確保することを目的としています。

[実績]

令和2年度
324事業

6 介護保険在宅サービス事業(医療系)

在宅サービス事業（医療系）には、通院が困難な要介護者等に対して、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のほか、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「居宅療養管理指導」の事業があります。

都はこれらの事業について、介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づき、実地指導及び集団指導を介護予防も含めて実施しています。

(1) 令和2年度 検査実施状況(介護予防を含む。)

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業（医療系）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の1.7%に当たる58事業）に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地 指導数(b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問看護事業	2,458	58	28	2.4%
通所リハビリテーション事業	492	—	—	—
訪問リハビリテーション事業	549	—	—	—
短期入所療養介護事業	8	—	—	—
計	3,507	58	28	1.7%

※ 健康保険法により保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法に基づく医療系サービス（「訪問看護」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」等）の事業者として指定されたものとみなされます。また、介護保険法による開設許可をされた介護老人保健施設は、「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の事業者として指定されたものとみなされます。

これらのみなされた事業所を「みなし指定事業所」といいます。

※ 上記の表において、

* 訪問看護は、みなし指定事業所を含みません。

* 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護は、みなし指定事業所を含みます。（ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所については、給付実績が10件以上の事業所のみを含んでいます。）

* なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、医療系の介護保険在宅サービス事業所に対しては、従来の集合形式に代えて要点資料をテキストとともに配布しました。

参加事業数	主な内容
3,340	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に関する留意事項 ・指定届、変更届の手続 ・介護報酬の請求事務

要点資料とテキストを配布した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 訪問看護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った58事業のうち、28事業が何らかの文書指摘を受けています。その28事業のうち、14事業が「介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ 介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること。</p> <p>◇ 初回加算について新規に訪問看護計画書を作成せず加算を算定している。 ◇ 訪問看護記録がなく訪問の事実が確認できないまま訪問看護費を算定している。 ◇ 事業所と同一建物に居住する利用者に減算をしていない。</p> <p>（厚告第19号別表3-二、別表3-注1及び注6、厚労告第127号別表2-八、別表2-注1及び注5、老企第36号第2-4(2)1)4(3)及び4(12)、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号第2-3(19)、3(3)及び3(11)）</p>	14
<p>➤ 主事の医師との関係を適切に確保すること。</p> <p>◇ 訪問看護の開始に当たり、主治の医師の指示を受けていない。 ◇ 主治の医師の指示期間が開始する日までに指示書を受けていない。</p> <p>（居宅条例第73条、居宅予防条例第77条、居宅施行要領第3-3-3(4)及び第4-3-2(3)）</p>	12

Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

<p>➤ 秘密保持のために必要な措置を講じること。</p> <p>◇ 利用者の個人情報を利用する場合に、利用者本人と家族の同意を文書で得ていない。</p> <p>◇ 従業者の守秘義務に関する必要な措置が取られていない。</p> <p>(居宅条例第78条(第34条準用)、居宅予防条例第74条(第54条の4準用))</p>	6
<p>➤ その他</p> <p>◇ 早朝・夜間・深夜に係る加算の算定が適切でない。</p> <p>◇ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護師と理学療法士が一体的に作成していない。</p>	24
<p>合計(延べ)</p>	56

【根拠法令等】

*厚告第19号

＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

*厚労告第127号

＝指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）

*老企第36号

＝指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

*老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号

＝指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

*居宅条例

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第111号）

*居宅予防条例

＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年10月11日条例第112号）

*居宅施行要領

＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成25年3月29日24福保高介第1882号）

(3) 指導事例

ア 訪問看護事業(介護予防を含む。)

(介護報酬の算定等について、誤りがあるので、是正すること。)

- 訪問看護費の算定に当たっては、一定の要件を満たす場合に各種加算を算定することができます。
例えば、「初回加算」では、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して訪問看護を行った場合に算定することと定められています。
- しかしながら、東京都の実地指導において、新規に訪問看護計画書を作成せずに初回加算を算定しているなどの誤算定の事例が見受けられました。
- これに対して都は、報酬の返還を指示するとともに、加算要件を再確認し、適正に算定を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」ほか

(4) 介護報酬に係る返還金(在宅・医療系)

前記の在宅サービス事業者（医療系）に対して令和元年度に行った実地指導により判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は282,878円でした。

区分	件数（事業）	金額（円）
訪問看護事業(介護予防を含む。)	14	282,878
計	14	282,878

金額は令和3年6月末時点のものです。

7 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条の15の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 令和2年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の4.0%に当たる80事業）に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘 事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	2,136	78	56	3.7%
障害児入所施設	20	2	0	10.0%
計	2,156	80	56	3.7%

障害児入所施設については、八王子市に所在する施設を含む。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、従来の集合形式に代えてオンライン形式で行いました。

参加事業数	主な内容
117	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地指導で見受けられる事例 ・ 虐待防止、人権擁護 ・ 事業運営に関する留意事項 ・ 障害者施策の動向等

オンライン形式の集団指導に参加した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

実地指導を行った78事業のうち、56事業が何らかの文書指摘を受けています。その123事業のうち、45事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</p> <p>◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 <small>(虐待防止法第15条、都条例第136号第3条第3項、都条例第155号第3条第3項、障害者虐待の防止と対応の手引き)</small></p>	45
<p>➤ 運営規程、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>◇ 当該事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 <small>(都条例第155号第92条、第192条、第192条の12(第35条準用))</small></p>	7

II 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

<p>▶ サービス提供の記録について利用者から確認を受けていないので是正すること。</p> <p>◇ サービスを提供した際の、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項の記録に際し、利用者からサービスの提供を受けたことについて確認を受けていない。 (都条例第155号第154条第1項及び3項、第170条、第192条の12(第23条第2項準用))</p>	8
<p>▶ 個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。</p> <p>◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 (都条例第136号第3条第1項、都条例第155号第3条第1項、第157条(第54条第7項準用)、第170条(第53条第2項準用)、第183条(第54条第7項準用)、報酬告示別表第6の1の注5(2)・第9の1の注3(2)・第12の1の注5(2)、留意事項通知第二の1(10))</p>	5
<p>▶ 利用者負担額を受領していないので是正すること。</p> <p>◇ 利用者から当該サービスにおける利用者負担額の支払を受けていない。 (都条例第155号第83条第1項、第170条(第144条第1項準用)、第192条の12(第25条第2項準用))</p>	5
<p>▶ その他</p> <p>◇ 就労支援事業の会計基準に定める明細書を作成すること。</p> <p>◇ 事故発生時に行政へ連絡がされていないので是正すること。</p> <p>◇ 入院・外泊時加算の算定が不適正なので是正すること。 等</p>	70 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	140

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 支援法
＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- * 支援法規則
＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 報酬告示
＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
- * 留意事項通知
＝平成18年10月31日障発第1031001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について」
- * 都条例第136号
＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都条例第155号
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 障害児入所施設

実地指導を行った2事業のうち、文書指摘を受けた事業はありません。

(3) 指導事例

ア 障害者支援施設等

(就労支援事業の会計処理基準に定める明細書を作成すること)

- 社会福祉法人以外の法人が就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）を行う場合には、就労支援事業会計処理基準に基づいて会計処理を行うこととされています（生産活動を実施する指定生活介護事業所も適用可）。
- 本基準は事業者に対し、①「就労支援事業別事業活動明細書」、②「就労支援事業製造原価明細書」、③「就労支援事業販管費明細書」という3種類の明細書を作成するように定めています（ただし、事業の規模等によっては②及び③の作成に替えて、④「就労支援事業明細書」を作成すれば足りる。）。
- しかしながら、東京都の実地指導においては、これらの明細書が作成されていない事例が数多く見られます。
- このような事例に対して都は、就労支援事業利用者に対する適正な賃金・工賃の支給と、賃金・工賃の計算過程の透明性の確保のために、作成を行うよう指導しています。

【根拠法令等】

*平成25年1月15日社援発0115第1号「『就労支援等の事業に関する会計処理基準の取り扱いについて』の一部改正について」第二の1(4)、2(1)、3(1)(2)

*平成25年1月15日事務連絡「『就労支援の事業の会計処理の基準』の改正に係る留意事項等の説明」5、6、7、8

イ 障害児入所施設

障害児入所施設の実地指導では指摘事項はありません。

(4) 給付費に係る返還金

前記の障害者支援施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、3,517,979円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害者支援施設等	10	3,517,979
障害児入所施設	0	0
計	10	3,517,979

金額は令和3年6月末時点のものです。

8 障害福祉在宅サービス事業等 (障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業)

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

(1) 令和2年度 検査実施状況

ア 実地指導

障害福祉在宅サービス事業等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の1.2%に当たる105事業）に対して実地指導を行いました。

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	7,053	58	46	0.8%
障害児通所支援事業	1,183	47	37	0.4%
計	8,236	105	83	1.3%

障害児通所支援事業については、八王子市に所在する事業を含む。

イ 集団指導

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、従来の集合形式に代えてオンライン形式で行いました。

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	506	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・事業指定後の手続 ・虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	280	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・虐待防止、人権擁護

オンライン形式の集団指導に参加した施設数。

(2) 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った58事業のうち、46事業が何らかの文書指摘を受けています。その46事業のうち、43事業が「利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ 利用者の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</p> <p>◇ 障害者虐待防止に係る研修を実施していない。 ◇ 虐待防止の責任者や虐待防止のための委員会等内部組織を設置していない。 (虐待防止法第15条、都条例第155号第3条第3項、障害者虐待の防止と対応の手引き)</p>	43
<p>➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているので是正すること。</p> <p>◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。 (支援法第51条の2第1項及び第2項、支援法規則第34条の27、第34条の28第1項)</p>	17

<p>➤ 個別支援計画を作成していないので是正すること。</p> <p>◇ 利用者に対して個別支援計画を作成していない。 (都条例第155号第10条第2項、第3項、第43条)</p>	15
<p>➤ 運営規程、従業員の勤務体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>◇ 当該事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。。 (都条例第155号第35条、第43条、第92条、第108条・第199条・第199条の11・第199条の22(第92条準用)、平24年厚労令第27号第31条第1項、第45条(第31条第1項準用))</p>	14
<p>➤ 介護給付費等の額について通知を行うこと。</p> <p>◇ 法定代理受領により区市町村から支給を受けた介護給付費(又は訓練等給付費)の額を利用者に通知していない。。 (都条例第155号第27条第1項、第43条、第108条、第199条、平24年厚労令第27号第18条、第45条)</p>	12
<p>➤ その他</p> <p>◇ 秘密保持に必要な措置を講じていないので是正すること。 ◇ サービス提供に係る記録又は確認を適正に行うこと。 ◇ 届け出た事項に変更があった場合等に、その変更を届け出していないので是正すること。</p>	39 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	140

【根拠法令等】

* 虐待防止法

＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

* 障害者虐待の防止と対応の手引き

＝平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

* 平24年厚労令第27号

＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)

* 支援法

＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

* 支援法規則

＝平成18年2月28日厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」

* 都条例第155号

＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った47事業のうち、37事業が何らかの文書指摘を受けています。その37事業のうち、35事業が「障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
<p>➤ 障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。</p> <p>◇ 虐待防止の責任者の設置、職員への周知徹底、研修の実施が不十分等、虐待防止のための体制の整備を行っていない。 (虐待防止法第15条、都条例139号第3条第4項、障害者虐待の防止と対応の手引き)</p>	35
<p>➤ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していないので是正すること。</p> <p>◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。 (児福法第21条の5の26第1項及び第2項、児福法施行規則第18条の37、第18条の38第1号)</p>	17
<p>➤ 重要事項を掲示していないので是正すること。</p> <p>◇ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 (都条例第139号第41条、第76条(第41条準用))</p>	8
<p>➤ 個別支援計画未作成減算を適正に算定すること。</p> <p>◇ 個別支援計画が未作成のままサービスを提供していた。また、報酬を減算することなく請求していた。 (都条例第139号第3条第1項、第12条及び第76条(第12条準用)、報酬告示別表第1の1注3(2)及び第3の1注5(2))</p>	7
<p>➤ サービス提供職員欠如減算を適正に算定すること。</p> <p>◇ 人員に関する基準を満たしていない日が複数あるにもかかわらず、サービス提供職員の欠員による減算を算定していなかった。 (都条例第139号第71条第1項第1号、都規則第167号第18条第1項第1号、報酬告示別表第3の1注5(1)、留意事項通知第二の1(6))</p>	5

<p>➤ その他</p>	
<p>◇ 児童指導員加配加算の算定が不適正なので是正すること。 ◇ 障害児通所給付費の額に係る通知をしていないので是正すること。 等</p>	<p>50 (延べ)</p>
<p>合計(延べ)</p>	<p>122</p>

【根拠法令等】

- * 虐待防止法
=平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
- * 障害者虐待の防止と対応の手引き
=平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
- * 児福法
=昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
- * 児福法施行規則
=昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- * 報酬告示
=平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
- * 留意事項通知
=平成24年3月30日障発0330第16号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」
- * 都条例第139号
=平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
- * 都規則第167号
=平成24年12月21日東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

(3) 指導事例

ア 障害福祉在宅サービス事業

(個別支援計画を作成していないので是正すること。)

- 指定障害福祉サービス事業者は、具体的なサービス内容等を記載した計画（以下「個別支援計画」という。）を作成しなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地指導において、新規利用者の個別支援計画の作成が遅延するなどし、個別支援計画が未作成のままサービスを提供している事例が見受けられます。
- このような事例に対して都は、全利用者について、個別支援計画を作成するよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第10条第2項及び第3項、第43条（第10条第2項準用）

イ 障害児通所支援事業

(障害児の人権擁護、虐待防止等のための体制の整備を行うこと。)

- 指定障害児通所支援事業者は、障害児の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
その他の必要な体制の整備の具体例としては、
 - ① 内部組織（虐待防止のための委員会）の設置
 - ② 防止ツール（マニュアル、チェックリスト、倫理規程等）の整備と、従業者への周知などがあります。
- しかしながら、東京都の実地指導において、虐待防止の責任者が設置されていない事例、従業者に対する研修が実施されていない事例、防止ツールを作成していない事例などが見受けられます。
- このような事例に対して都は、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を参考に、責任者の設置等の体制整備や研修等を行うよう指導を行っています。

【根拠法令等】

*平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第15条

*平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第3条第4項

*平成30年6月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(4) 給付費に係る返還金

前記の障害福祉在宅サービス事業に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、1,366,308円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害福祉サービス事業等	6	1,366,308
計	6	1,366,308

金額は令和3年6月末時点のものです。

9 保護施設 (救護施設、更生施設、宿所提供施設)

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、救護施設、更生施設及び宿所提供施設に対して実施しています。

令和2年度 検査実施状況

保護施設については、全体の44.8%に当たる13施設に対して実地検査を行いました。

なお、実地検査を行った13施設で、文書指摘を受けた施設はありませんでした。

(単位：施設)

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	29	13	0	44.8%

10 児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く）

（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム）

指導検査を行った児童福祉施設等は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設及び自立援助ホームです。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。

児童養護施設の54か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適當な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。

乳児院の10か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。

母子生活支援施設の29か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。

自立援助ホームの17か所を対象に、児童福祉法第34条の5に基づき指導検査を実施しています。

(1) 令和2年度 検査実施状況

児童福祉施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の31.3%に当たる35施設）に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	54	17	3	31.5%
児童自立支援施設	2	—	—	—
乳児院	10	2	1	20.0%
母子生活支援施設	29	11	1	37.9%
自立援助ホーム	17	5	1	29.4%
計	112	35	6	31.3%

対象施設について、八王子市に所在する施設（母子生活支援施設を除く。）を含み、児童相談所設置市に所在する施設（公立施設を除く。）は含みません。

(2) 主な指摘事項

ア 児童養護施設

実地検査を行った17施設のうち、3施設が何らかの文書指摘を受けています。その3施設のうち、2施設が「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ 防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。</p> <p>◇ 非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならないが、避難訓練及び消火訓練については月1回以上実施しなければならないが、避難訓練及び消火訓練を実施していない月があった。</p> <p>（都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）</p>	2

<p>▶ 施設長はその職責を十分果たすこと。</p>	
<p>◇ 児童養護施設の施設長は、自らその役割と責任を自覚し、遵守すべき法令等を正しく理解するための具体的な取組を行うなど、組織全体をリードするとともに、児童の権利擁護や職員管理、危機管理に関して見識を有し、十分な指導力を発揮しなければならないが、東京都への事故報告を速やかに行っていない等、施設長としての職責を十分に果たしていない。</p> <p>(児童養護施設運営指針第Ⅱ部8(3))</p>	1
<p>合計(延べ)</p>	<p>3</p>

【根拠法令等】

* 都条例第43号

＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都規則第47号

＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 児童養護施設運営指針

＝平成24年3月29日雇児発0329第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添1「児童養護施設運営指針」

イ 乳児院

実地検査を行った2施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「職員の不適切な行為や支援について早期にかつ組織的に対応を図ること」について指摘されています。

ウ 母子生活支援施設

実地検査を行った11施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること」について指摘されています。

エ 自立援助ホーム

実地検査を行った5施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は「消火訓練を適切に実施すること」について指摘されています。

(3) 指導事例

ア 児童養護施設、母子生活支援施設

(防災訓練(避難・消火・地震等)を適切に実施すること。)

- 児童福祉施設においては、非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければならず、避難訓練及び消火訓練については、月1回以上実施する必要があります。
- しかしながら、東京都の実地検査において、消火訓練が実施されていない月がある事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、児童の安全な生活を確保するため、非常災害に対する具体的計画に基づき、実地訓練を伴う避難訓練及び消火訓練を月1回以上実施するよう指導しています。

【根拠法令等】

*平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」第20条第2項

*平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」第5条

イ 自立援助ホーム

(消火訓練を適切に実施すること。)

- 自立援助ホームにおいては、非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努めなければなりません。
- しかしながら、東京都の実地検査において、消火訓練を実施していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、児童の安全な生活を確保するため、非常災害に対する具体的計画に基づき、適切に訓練を実施するよう指導しています。

【根拠法令等】

*昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」第36条の15

*昭和24年3月29日雇児発0329号第1号「社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針」別添7「自立援助ホーム運営指針」第Ⅱ部4

11 保育所・保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づき知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設、居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,978施設（島しょに設置されている13施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の537施設及び認可外保育施設の1,248施設を対象に指導検査を行っています。なお、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業は法人が実施するものと個人が実施するものがあり、左記の施設数には含めていませんが、法人が実施するものについては、法人事業所に対する立入調査を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法等に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の27施設についてはこども園法第19条に基づき実施しています。

○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証している新しいスタイルの保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- ・ 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- ・ 開所後は区市町村とともに指導する。
- ・ 全施設において、0歳児保育及び13時間以上の開所とする。
- ・ 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- ・ 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

○ 認可外保育施設

東京都が指導監督の対象としている認可外保育施設は、認証保育所及び家庭的保育事業等を除いたもので、ベビーホテル等を中心に指導を行っています。

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

なお、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、認可外保育施設を含む「特定子ども・子育て支援施設等」に対し、区市町村には、子ども・子育て支援法第30条の3で準用する同法第14条に基づき、指導検査を行う権限が付与されています。

(1) 令和2年度 検査実施状況

保育所・保育施設等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設（全体の5.2%に当たる247施設）に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,978	129	52	4.3%
認証保育所	537	14	11	2.6%
認可外保育施設	1,248	101	61	8.1%
幼保連携型認定こども園	27	3	0	11.1%
計	4,790	247	124	5.2%

対象数について、認可保育所は、島しょ部に所在する施設を除き、八王子及び児童相談所設置市に所在する公立施設を含みます。

対象数及び実地検査数について、認可外保育施設では、令和2年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した施設を含みます。

※ 上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(法人)について、法人事業所に対して立入調査を行っています（対象数150、立入調査数及び文書指摘事業所数16、実施率10.7%）。

(2) 主な指摘事項

ア 認可保育所

実地検査を行った129施設のうち、52施設が何らかの文書指摘を受けています。その52施設のうち、17施設が「避難・消火訓練を毎月実施すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 避難・消火訓練を毎月実施すること。</p> <p>◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、消火訓練を実施していない月がある。</p> <p>（都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）</p>	17

II 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

<p>➤ 保育士を適正に配置すること。</p> <p>◇ 開所時間中に配置される保育士の数は、2人を下回ってはならないが、〇月〇日午前〇時から午前〇時までの間、常勤保育士1名と保育従事者(無資格)1名の配置であった。</p> <p>(都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1))</p>	11
<p>➤ 他のサービス区分・拠点区分・事業区分への貸付は年度内に補填すること。</p> <p>◇ 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるが、貴施設では令和元年度末において貸付が年度内に補填されていない。</p> <p>(経理等通知4(2)、経理等運用通知問14及び問15)</p>	5
<p>➤ 在籍児に見合う面積を確保すること。</p> <p>◇ 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳未満の幼児1人につき3.3㎡以上でなければならないが、〇歳児室において、認可時にはない棚等が増設されていたため、在籍児童に見合う必要面積を確保できていない。</p> <p>(都条例第43号第41条、9福子推第1047号第2-3)</p>	4
<p>➤ 資金移動は適正に行うこと。</p> <p>◇ 当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」について、所定の要件を満たし、理事会の承認を得た上で、前期末支払資金残高を取り崩すことにより充当することができ、対象範囲は法人本部の人件費及び事務費に相当する経費のみ認められているが、令和元年度決算において、保育所拠点区分から本部拠点区分への繰入金額が、本部拠点区分の人件費及び事務費に相当する経費を超えて繰り入れが行われていた。</p> <p>(経理等通知3-(2)、経理等運用通知問13)</p>	4
<p>➤ その他</p> <p>◇ カーテン・絨毯等について、防災性能を有するものにする。</p> <p>◇ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。</p> <p>◇ 契約書又は請書を適正に作成すること。</p> <p>◇ 就業規則等を適正に作成すること。</p> <p>◇ 消防計画を作成すること。</p> <p>◇ 調理業務委託を適正に行うこと。 等</p>	44 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	85

【根拠法令等】

* 経理等通知

＝平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

* 経理等運用通知

＝平成27年9月3日府子本第256号、雇児保発0903第2号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」

* 都条例第43号

＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都規則第47号

＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 9福子推第1047号

＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」

イ 東京都認証保育所

立入調査を行った14施設のうち、11施設が何らかの文書指摘を受けています。その11施設のうち、5施設が「常勤有資格者の配置を適切に行うこと」等について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 常勤有資格者の配置を適切に行うこと。</p> <p>◇ 開所時間中に、保育士資格を有する常勤職員1人以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならないが、〇月〇日午前〇時から午前〇時までの間、非常勤2名の配置となっている。</p> <p>(12福子推第1157号保育内容1(4))</p>	5
<p>➤ 実施要綱の基準に基づく保育従事職員を確保すること。</p> <p>◇ 東京都認証保育所事業実施要綱に基づき、必要な職員を確保しなければならないが、在籍児童数に対して配置すべき保育従事職員数が不足している。</p> <p>(12福子推第1157号運営管理4(2))</p>	5
<p>➤ アレルギー疾患への対応が適切に行われていないので、是正すること。</p> <p>◇ アレルギー疾患を有する児童の保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行わなければならない。また、食物アレルギーに関しては、関係機関と連携し、当該保育所の体制構築など安全な環境の整備を行わなければならないが、卵アレルギーによるアナフィラキシーを有する児童について、緊急時の対応方法等を、職員が誰も把握していない。</p> <p>(12福子推第1157号保育内容3(5))</p>	2

<p>➤ 調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。</p>	2
<p>◇ 調理従事者及び調乳担当者について、毎月定期的に検便を実施しなければならないが、調乳担当者の検便が未実施である。</p> <p>(12福子推第1157号保育内容2(6)ア)</p>	
<p>➤ その他</p>	4 (延べ)
<p>◇ 調理業務委託の要件を満たすよう、契約内容を是正すること。</p> <p>◇ 施設長が他の業務を兼務しているのを是正すること。</p> <p>◇ 消火訓練を毎月実施すること。</p> <p>◇ 保育料徴収額が限度額を超えないこと。 等</p>	
合計(延べ)	18

【根拠法令等】

*12福子推第1157号

平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」16及び18により定める「東京都認証保育所指導監督基準」

ウ 認可外保育施設

立入調査を行った101施設のうち、61施設が何らかの文書指摘を受けています。その61施設のうち、40施設が「緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘施設数
<p>➤ 緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。</p>	40
<p>◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練が実施されていない。</p> <p>(56福児母第990号7(8))</p>	
<p>➤ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。</p>	24
<p>◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習を定期的受講しなければならない(過去3年以内に救命講習を受講した保育従事者がいることが必要である)が、救命講習を受講した保育従事者がいない。</p> <p>(56福児母第990号7(8))</p>	
<p>➤ 入所児童の在籍時間帯に1人勤務の時間帯があるので是正すること。</p>	14
<p>◇ 児童が在籍している時には、常時複数の保育従事者を配置しなければならないが、保育従事者が1人の時間帯がある。</p> <p>(56福児母第990号1(1))</p>	

<p>➤ 入所時の児童の健康診断を実施すること。</p> <p>◇ 入所時に健康診断を実施するか、保護者から健康診断関係書類又は母子健康手帳の写しの提出を受けなければならないが、未実施である。 (56福児母第990号7(3))</p>	11
<p>➤ 入所後の児童の健康診断を実施すること。</p> <p>◇ 1年に2回の健康診断を実施するか、保護者から健康診断関係書類又は母子健康手帳の写しの提出を受けなければならないが、未実施である。 (56福児母第990号7(3))</p>	11
<p>➤ 保育従事者のうち必要な有資格者が配置されていないので是正すること。</p> <p>◇ 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあつては1人）以上は、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）の資格を有する者でなければならないが、配置が不足している。 (56福児母第990号1(1))</p>	10
<p>➤ 消防計画を作成していないので是正すること。</p> <p>◇ 非常災害に対する具体的な計画（消防計画）を策定しなければならないが、作成していない。 (56福児母第990号3(2))</p>	10
<p>➤ その他</p> <p>◇ 乳幼児の避難に適した設備等を適切に設けること。 ◇ 労働基準法等により備え付けが義務付けされている帳簿を適切に整備すること。 等</p>	89 (延べ)
合計(延べ)	209

【根拠法令等】

* 56福児母第990号

＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

なお、居宅訪問型保育事業（法人）については、立入調査を行った16事業所のうち、全ての事業所が何らかの文書指摘を受けています。そのうち、15事業所が「保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていないので是正すること」、13事業所が「調理・調乳に携わる職員の検便が実施されていないので是正すること」、1事業所が「職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていないので是正すること」について指摘されています。

(3) 指導事例

ア 認可保育所

(他のサービス区分・拠点区分・事業区分への貸付は年度内に補填すること。)

- 認可保育所は、運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められています。
- しかしながら、東京都の実地検査において、貸付が年度内に補填されていない事例が確認されました。
- こうした事例に対して都は、令和元年度末における貸付を補填するとともに、今後は当該年度内に補填するよう指導をしています。

【根拠法令等】

*平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」4(2)

イ 認可外保育施設

(緊急通報訓練が1年に1回も実施されていないので是正すること。)

- 認可外保育施設は、事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、定期的に訓練をしなければいけません。
- しかしながら、東京都の立入調査において、関係機関への緊急通報訓練が1年に1回も実施されていない事例が確認されました。
- こうした事例に対して都は、事故発生時に適切な救命処置が可能となるように、定期的に訓練を実施するよう指導しています。定期的な訓練としては、関係機関への緊急通報訓練(119番通報等の訓練)を1年に1回は実施することを指導しています。

【根拠法令等】

*昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第3条により定める「認可外保育施設指導監督基準」7(8)

(4) 認可保育所・認証保育所・認可外保育施設講習会

- 東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を平成24年度から導入し、認可保育所及び認証保育所を対象として年1回ずつ開催しています。また、平成29年度からは、認可外保育施設を対象とした講習会も開催しています。
- 講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。
- 各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用してください。
- なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、資料を各施設へ送付するとともに、都のホームページへ掲載しました。
- 講習会資料については東京都福祉保健局のホームページ（福祉保健の基盤づくり＞社会福祉法人・施設等の指導検査＞保育施設の指導検査について＞〇〇年度保育所講習会資料）に掲載しています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/index.html>

種別	参加施設数	主な内容（※）
認可保育所	2,974	<ul style="list-style-type: none"> ・指導検査の概要及び主な指摘事例等 ・保育施設の防火防災対策 ・労働基準法のあらまし等 ・保育所における交通安全対策等
認証保育所	534	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・東京都認証保育所の運営について ・保育施設の防火防災対策 ・誰もが安心して働き能力を發揮できる TOKYO へ ・交通安全情報
認可外保育施設	1,126	<ul style="list-style-type: none"> ・立入調査の概要及び主な指摘事例等 ・認可外保育施設の運営について ・保育施設の防火防災対策 ・誰もが安心して働き能力を發揮できる TOKYO へ ・交通安全情報

※認可保育所及び認証保育所は、資料を送付した施設数。

※認可外保育施設はホームページへ資料掲載した旨の通知を送付した施設数。

(5) 認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

- 東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。
- 巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施しました。

巡回指導実施状況（令和2年4月から令和3年3月）

対象数(a) (R2.4.1 現在)	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
1,240	347	19	28.0%

※ 対象数は、認証保育所を除く認可外保育施設の届出数

主な指導事項

- ・ 構造設備等に危険な箇所がある。（物の落下防止策の不備等）
- ・ 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- ・ 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- ・ 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない。
- ・ 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない。

(6) 認可外保育施設職員テーマ別研修

- 東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。令和2年度は2,063名が受講しました。

(参考)

令和2年度 特定教育・保育施設に対する区市町村による実地指導等の実績

- 子ども・子育て支援法の施行（平成27年4月1日）に伴い、区市町村は、同法第14条に基づき、「特定教育・保育施設」に対し、特定教育・保育の提供や各自治体の条例で定める運営基準、給付費等の請求等に関する事項について、指導監督を実施しています。
- 「特定教育・保育施設」には、認可保育所及び認定こども園が含まれます。
- 指導監督の方法には、「特定教育・保育施設」の設置者等を一定の場所に集めて行う「集団指導」と、区市町村が、運営基準の遵守状況等を確認するために必要となる関係書類の閲覧や関係者との面談等により行う「実地指導」があります。

ア 実地指導の実施状況

	対象数 (a)	実地指導数 (b)	実施率 (b/a)
特定教育・ 保育施設	3,359	932	27.7%

※対象数及び実地指導数については、島しょ部に所在する施設及び八王子市に所在する施設を含みます。

※対象数及び実地指導数については、「幼稚園型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園」を含みません。

イ 集団指導の実施状況

延べ実施回数	主な内容
15回	指導検査の概要 検査で指摘の多かった項目に関する内容 等

12 その他の施設等

(無料低額宿泊所、婦人保護施設、社会福祉協議会)

東京都では、その他、無料低額宿泊所、婦人保護施設及び社会福祉協議会に対して指導検査を行っています。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

無料低額宿泊所の149か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令通知による指導事項について指導検査を実施しています。

また、同じく社会福祉法第70条に基づき、効率的かつ効果的な指導検査を行う観点から、複数施設を運営する法人等に対する本部事務所での検査も行っています。

婦人保護施設は、要保護の女性を保護し、入所者に対し、健全な環境の下で自立した社会生活を送ることができるよう支援する施設です。

婦人保護施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき指導検査を実施しています。

社会福祉協議会は、住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする民間団体で、都の所轄法人は13法人あります。事業内容としては、

- ・ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ・ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

が挙げられます。

社会福祉協議会に対する指導検査は、社会福祉法第56条第1項に基づき、運営その他の指導事項についての検査を行うとともに、運営全般についての指導・助言を行うことによって、適正な運営の確保を図ることを目的としています。

(1) 令和2年度 検査実施状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、一部の施設に対して実地検査を行いました。

(単位：施設)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
無料低額宿泊所	149	52	48	34.9%
婦人保護施設	5	1	1	20.0%
社会福祉協議会	13	2	0	15.4%
計	167	55	49	32.9%

(2) 主な指摘事項

ア 無料低額宿泊所

実地検査を行った52設のうち48施設が何らかの文書指摘を受けています。その48施設のうち、45施設が「運営規程を公表すること」について指摘されています。

指摘の具体事項例	文書指摘 施設数
<p>➤ 運営規程を公表すること。</p> <p>◇ 事業実施の透明性を担保する観点から、インターネットの利用により運営規程を公表しなければならないが、公表していない。 (都条例第24条第2項、都要領第1章第4-11)</p>	45
<p>➤ 入居者の見やすい場所に、入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。</p> <p>◇ 事業の適正な実施と、入居者等のサービスの選択に資する観点から、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならないが、掲示していない。 (都条例第24条第1項、都要領第1章第4-11)</p>	22

<p>➤ 入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録すること。</p> <p>◇ 居室の利用に関する契約等の契約期間満了前に、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、その結果を記録しなければならないが、協議の結果を記録していない。</p> <p>(都条例第15条第4項、都要領第1章第4-3(4))</p>	19
<p>➤ 苦情対応のための窓口の設置その他の必要な措置を講じること。</p> <p>◇ 入所者からのサービスの提供に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口の設置のほか、苦情の対応の手順等無料低額宿泊所における苦情に対応するために講ずる措置の概要を明確にし、入所者へサービスの内容等を説明する文書に記載するとともに、当該無料低額宿泊所内に掲示しなければならないが、掲示していない。</p> <p>(都条例第27条第1項、都要領第1章第4-14)</p>	19
<p>➤ やむを得ない事情が無い場合は、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供すること。</p> <p>◇ やむを得ない事情が無い場合は、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供しなければならないが、やむを得ない事情が無いにも関わらず、1週間に3回の頻度でしか、入居者に入浴の機会を提供していない。</p> <p>(都条例第19条、都要領第1章第4-6(2))</p>	7
<p>➤ その他</p> <p>◇ 入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じること。</p> <p>◇ 毎会計年度終了後三月以内に、収支の状況に係る書類を公表すること。</p> <p>◇ 避難口及び避難通路を整備すること。</p> <p>◇ 設備が入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものになっていない。等</p>	39 (延べ)
<p>合計(延べ)</p>	151

【根拠法令等】

* 都条例

＝令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」

* 都要領

＝令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」

イ 婦人保護施設

実地検査を行った1施設のうち、1施設が文書指摘を受けています。この施設は、「必要な設備を設けること」について指摘されています。

(3) 指導事例

無料低額宿泊所

(入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録すること。)

- 無料低額宿泊所においては、入居者との契約更新に際し、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、その結果を記録しなければなりません。
- しかしながら、記録していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、担当者名、協議日時、協議内容等を文書により記録するよう、指導しています。

【根拠法令等】

*令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」第15条第4項

*令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」第1章第4-3(4)

(やむを得ない事情が無い場合は、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供すること。)

- 無料低額宿泊所においては、やむを得ない事情が無い場合は、1日に1回の頻度で、入居者に入浴の機会を提供しなければなりません。
- しかしながら、シャワーだけを利用することができるようにするなど、1日に1回入浴の機会を提供していない事例が見受けられました。
- こうした事例に対して都は、適切な時間帯及び入浴時間で1日に1回は、入居者がお湯を張った浴槽に入れるよう、指導しています。

【根拠法令等】

*令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」第19条

*令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」第1章第4-6(2)